

社会福祉法人常盤会
役員の報酬等及び費用弁償の支給に関する規程

平成29年11月11日

(趣旨)

第1条この規程は、社会福祉法人常盤会定款第32条(3)の規定に基づき、役員の報酬等及び費用弁償の支給に関する必要な事項を定めるものとする。

(役員)

第2条この規程において、役員とは、評議員・理事及び監事をいう。

(報酬等の支給)

第3条役員には、勤務形態に応じて次のとおり報酬等を支給することができる。

- (1) 会長については、報酬及び通勤手当を支給する。
- (2) 常務理事・評議員については、報酬、通勤手当及び期末手当を支給する。
- (3) 会長及び常務理事を除く役員については、報酬等を支給しない。

(費用弁償)

第4条役員が本会の業務のため、会議に出席し又は出張したときは、別表第1により費用を弁償する。ただし、会長及び常務理事には、会議出席費用弁償は支給しない。

2前項の規定による費用弁償の支給方法は、社会福祉法人常盤会に基づく。

(役員の報酬等の算定方法)

第5条役員の報酬等の算定方法は、次のとおりとする。

報酬については、別表第1に定める額

(報酬等の支給方法)

第6条報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2報酬は、法令の定めにより控除すべき額を控除して支給する。

3役員は、就任したその日から支給する。

4役員がその職を離れたときはその日まで、死亡したときはその日が属する月まで報酬を支給する。

5前2項の規定により報酬を受ける場合であって、月の途中で就任し、又は離職したときは、その月の現日数を基礎として、日割りによって計算するものとする。

(報酬等の支給日)

第7条報酬等の支給日は、理事会及び評議員会の期日とする。

2前項の規定にかかわらず、前条第4項に該当する場合にあっては、その際に支給することができる。

(公表)

第8条本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第9条この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第10条この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

この規程は、平成29年11月11日から施行する

別表第 1

出席報酬日額

名称	職務	報酬	実費弁消費
理事会出席報酬等	理事	3000	2000
	監事	3000	2000
評議員会出席報酬等	評議員	3000	2000
	理事	3000	2000
	監事	3000	2000

勤務報酬等

名称	報酬	実費弁消費
理事長等業務報酬等（日額）	5000	2000
理事業務報酬等（日額）	5000	2000
監事監査指導報酬等（日額）	5000	2000